

トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.142 September 2014

Contents

税務情報 Q&A

納税者に対する信用格付が変更されたと聞きましたが、説明してください

～「納税信用管理弁法(試行)」の施行～ 2

税務情報

国家税務総局がクロスボーダーサービスにかかる増値税の免税管理弁法を新たに公布

デロイト中国発行「Tax Newsflash」より 6

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第8回

他の企業への関与の開示ー新設 8

中国業務に関する主なお問合せ先 11

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: 有限責任監査法人トーマツ 中国室
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohmatu.co.jp

税務情報 Q&A

納税者に対する信用格付が変更されたと聞きましたが、説明してください ～「納税信用管理弁法(試行)」の施行～

A: 中国の税務機関は納税者による誠実、自律的な納税の促進を目的として納税者の信用評価を行い、A から D までの 4 ランクに格付しています。A 級を優良納税者、B 級を正常管理の納税者、C 級を厳格管理の納税者、D 級を重点監督管理対象の納税者としています。今般、当該格付制度の根拠となる「納税信用等級評定管理施行弁法」(国家税務総局 2003 年第 92 号、以下“旧弁法”と表記)が廃止され、2014 年 10 月 1 日「納税信用管理弁法(試行)」(国家税務総局 2014 年第 40 号、以下“新弁法”と表記)が新たに施行されます。

今回の改定は、これまでと同様に信用評価の高い納税者を優遇し、信用評価の低い納税者に厳格管理を求めるもので、特に厳格管理には強化が図られています。

新弁法では、評価項目を大幅に増加させると共に、税務当局以外の外部機関による外部情報も評価項目に加えられました。特に、納税者に深刻な信用失墜行為があれば、D 級が即時適用される点が重要事項に挙げられます。また、旧弁法では 2 年に一度、信用評価が見直しされていましたが、新弁法では毎年 4 月に見直しを実施されます。更に、新弁法では納税者が自身の格付を確認できるサービスを税務当局が提供すると定めており、格付結果に対し納税者が異議申し立てを行えば、税務当局は再評価を実施しなければなりません。

■ 信用評価方法

(1) 指標総合点による格付方式

新弁法においても、旧弁法と同様に各評価項目の指標ごとに算出された総合点に基づいて格付を行います。格付に係る各指標及び点数配分は、「納税信用評価指標及び評価方式(試行)」(国家税務総局 2014 年第 48 号)¹に詳細に定められています。当該指標は、税務当局が有する税務内部情報と、銀行、税関、工商行政管理局などによる外部情報から構成されます。

税務内部情報は税務申告、源泉徴収、増値税発票の発行、取得、保管情報等を含む経常性の指標情報と、納税評価情報や税務調査情報を含む非経常性の指標情報から構成されています。非経常性の指標が完備されていれば満点(100 点)から減点を開始しますが、同指標が不完備であれば 90 点から減点していきます。

外部情報は外部参考情報と外部評価情報とに分かれ、現状、外部参考情報は参照項目で実際の減点対象項目ではありません。また、実際の減点項目とされる外部評価情報には、上記の外部機関からの税務関連情報が含まれています。

税務内部情報、外部情報共に、各指標の配点にはウエートが掛けられ、1 項目で最大 11 点の減点となります。これら各項目の合計により、指標総合点に基づき、以下の通り、A 級から D 級に分類します。

¹ 国家税務総局 2014 年第 48 号の詳細内容は、国家税務総局 Web サイト、以下 URL を参照のこと。
(URL: <http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c772015/content.html>)

【新弁法に伴う、信用格付の概要】

等級	信用格付方法		税務当局の納税者に対する管理措置
	旧弁法	新弁法	
A 級	95 点以上	90 点以上	優良監督管理対象→奨励措置あり
B 級	60 点以上 95 点以下	70 点以上 90 点未満	正常監督管理対象→格付状態を見て、A 級管理措置を選択する
C 級	20 点以上 60 点以下	40 点以上 70 点未満	厳格監督管理対象→格付状態の変化を見て、D 級管理措置を選択する
D 級	20 点以下	40 点未満 或いは直接格付方式の要件に該当	重点監督管理対象→制限措置あり

(2) 直接格付方式による D 級の即時適用

新弁法における最重要改定事項として、特に深刻な信用失墜行為に対する直接格付方式の採用、すなわち納税者に深刻な信用失墜行為があれば、即時に D 級を適用すると規定した点にあります。D 級に関しては、総合点が 40 点以上であっても、脱税、輸出税額還付の詐取、虚偽の増値税発票の発行などの信用失墜行為が、以下の直接格付方式の要件に該当すれば、D 級が即時適用されます。

【D 級が即時適用される、主要な直接格付方式の適用要件】

- 脱税、追徴納税忌避、輸出税金還付詐取、増値税専用発票の架空発行等の行為が存在し、判決を経て税務関連の犯罪を構成する場合
- 上記の脱税、詐取、架空発行等の行為が犯罪を構成してはいないものの、脱税金額が 10 万元以上且つ各種納税すべき総額の 10%以上に達する場合
- 上記の脱税、詐取、架空発行等の行為が存在するが、既に税金、滞納金、罰金を納めている場合
- 規定期限内に税務機関の結論に基づく税金、滞納金、罰金を納付していない場合
- 暴力、威嚇による納税拒否、或いは税務機関が法に基づいて実施する税務取調べの執行行為を拒絶、妨害する場合
- 増値税発票管理規定の違反或いはその他発票管理規定の違反行為により、その他納税者或いは個人に税金未納、過少納税、或いは税還付詐取をもたらした場合
- 虚偽の申告資料を提供し、税収優遇政策を享受している場合
- 輸出税還付を詐取したことにより輸出税還付(免除)資格が停止され、当該停止期限が未到来となっている場合
- D 級納税者の直接の責任者により登録登記したもの或いは経営責任を負うもの
- 税務機関が法に基づいて認定した、その他深刻な信用失墜の状況が存在する場合

■ 新弁法の施行による納税者への影響

A 級が適用されれば、税務機関による奨励措置を享受できる一方で、D 級に分類されれば、納税人は税務当局の厳格管理下に置かれると共に、ビジネス取引も含めた制限が課せられます。

(1) A 級納税者

A 級納税者に対しては、税務当局は奨励措置を実施することが可能です。税務調査の免除や輸出増値税還付（免税）手続きの簡素化が認められた旧弁法と比較すると、納税者が享受できる直接的なメリットは縮小しているものの、新弁法でも、以下の奨励措置が挙げられます。なお、実際の経営期間が 3 年に満たない場合には、指標総合点が 90 点以上であっても A 級認定は受けられません。

【A 級納税者が享受可能な主要な奨励措置】

- 税務当局は主体的に社会に対して、A 級納税者のリストを公表する
- 一般納税者は 1 回に 3 ヶ月分の増値税発票の使用量を受領することが可能であり、増値税発票の使用量を調整する必要がある場合、即時に対応する
- 納税者は普通発票を需要に基づき、使用できる²
- 3 年連続して A 級格付を受けた場合、納税人は上記に加えて、税務機関の優先受付窓口（中国語：绿色通道）により、或いは専門人員による税務関連事項の処理サポートを享受できる
- 税務機関及び関連部門が共同して奨励措置を実施し、現地の実情に合ったその他奨励措置を採用する

(2) D 級納税者

D 級納税者に対しては厳格管理を行うと共に、以下の制限が課せられます。なお、2 年連続して D 級が適用された場合、3 年目に A 級評価を受けることは認められません。

【D 級納税者に課せられる主要な制限措置】

- D 級納税者及びその直接の責任者の名簿を公開し、その直接の責任者により登記登録する或いは経営責任を負うその他納税者の格付を直接 D 級に格付する
- 増値税専用発票の受領は、一般納税人政策の指導期間に照らして処理³する。また、普通発票の受領は使用済みのものを提出してから新しいものが交付され、更に厳格な数量制限の設定により提供される
- 輸出増値税還付の審査を強化する
- 納税評価を強化し、送付された各種資料を厳格に審査する
- 重点監督管理の対象とし、調査頻度を高め、違反行為に対しては処罰のうち最低基準の適用は不可とする

² 普通発票の受領は、通常“交旧供新”方式、或いは“験旧供新”方式のいずれかが実行され、いずれにおいても新たな発票の受領には、手元にある未使用の発票を使い切ることが前提となる。なお、“交旧供新”方式は、納税者が使用済の発票綴りを税務当局へ提出することにより、発票の新たな交付が受けられる。一方、“験旧供新”は、納税者が使用済の発票綴りを税務当局に提出し、税務当局が発行開始日や終了日、発票の開始番号や終了番号、累計の発行金額などの発票使用状況を審査し、その正当な使用を確認した後に、発票の新たな交付が可能となる。

³ 「増値税一般納税者納税指導期間管理弁法」(国税発[2010]40号)では、“小規模商業貿易納税者は、指導期間納税中に購入する、専用伝票の領収書発行最高限度額は 10 万円を超えてはならない。その他一般納税者の専用増値税発票の最高発行限度額は、納税者の実際の経営実態に基づき、毎回の専用伝票の供給量を査定する。但し、毎回の専用伝票販売数量は 25 部を超えてはならない”等と定められている。

- 格付結果は、関連部門に通報し、経営、投融资、政府提供の土地取得、輸出入、入出国、新会社の登録、プロジェクトの入札、政府購買、安全許可、生産許可、就業資格、資質審査等において制限或いは禁止を勧告する

このように、A級評価により奨励措置が享受できると共に、格付の低下に伴い税務当局の管理がより厳格化されるため、可能な限り良好な格付を享受することが望ましいことは言うまでもありませんが、特にD級が適用された場合には、実際の取引に制限の課せられる可能性が生じるなど深刻な影響が生じ得ます。従いまして、特に深刻な信用失墜行為が発生しないよう、現地法人に税務コンプライアンスの遵守を徹底させるよう、注意が必要です。

税務情報

国家税務総局がクロスボーダーサービスにかかる増値税の免税管理弁法を新たに公布 デロイト中国発行「Tax Newsflash」より

国家税務総局はクロスボーダーサービスにかかる増値税の免税管理弁法(国家税務総局公告 2014 年第 49 号)を新たに公布した。49 号公告は国家税務総局 2013 年第 52 号公告に代わるものであり、2014 年 10 月 1 日から施行される。新しい免税管理弁法は、10 月 1 日以前に提供された、免税条件を満たすが、まだ免税の申請をしていないサービスにも適用される。

増値税免税が適用される場合、売上増値税は課されないが、仕入増値税の控除もできない。この増値税免税は仕入増値税の控除も認められるゼロ税率ほど優遇されたものではないが、クロスボーダーサービスの発展を促す上で、なおインセンティブになるものと考えられている。

国家税務総局が 49 号公告として新しい免税管理弁法を公布したのは、主として 52 号公告の公布後に増値税改革試験の適用範囲が鉄道運輸業、郵便業及び電信業にも拡大されたことを受けたものであるが、当該弁法において、同時に一部の事項も明確にされた。

新しい免税管理弁法における主な変更点

- **免税適用の対象となるクロスボーダーの郵便、配達および電信業サービス**

49 号公告では、新たに以下の 2 種類のクロスボーダーサービスが免税適用の対象に追加された。

- *輸出貨物を対象とする郵便、配達サービス*:例えば、郵便物、小包等の海外への配達等
- *国外企業向けの電信サービス*: 国外の顧客向けに国際音声通話、SMS、MMS サービスを提供し、国外の電信業者を通じて費用が決済される場合、国外の電信業者がサービスの受領者とみなされるため、当該サービスは国外企業向けの電信サービスに該当する。

新しい免税管理弁法では、中国国内発海外宛の郵便物、小包について、国外の企業または個人が国外において提供する郵便、配達サービスは、完全に国外で消費されるサービスに該当するため、中国の増値税の課税対象とはならないことも明らかにされた。

- 「国外から取得するサービス収入」とみなされるケース

国外企業にクロスボーダーサービスを提供する中国の納税者が増値税免税の適用を受けるためには、そのサービス収入を国外から取得しなければならない。49号公告では、以下に該当する場合、国外からサービス収入を取得したものとみなすと規定している。

- － 納税者が国外関連者にクロスボーダーサービスを提供し、国内の第三者決済会社から収入を取得する場合。ここでいう第三者決済会社とは、多国籍企業グループのために資金集中運営管理機能を担う資金決済会社（例えば、財務公司、キャッシュプーリング、資金決済センター等）を指す。
- － 納税者が外国航空運輸企業に物流支援サービスを提供し、中国民用航空局決算センター、中国航空結算有限公司または中国民用航空局の認可を得て設立された外国航空運輸企業の駐在員事務所から収入を取得する場合。
- － 国家税務総局が規定するその他の状況。

- 香港、マカオ、台湾に関わる課税サービス

49号公告では、納税者が香港、マカオ、台湾に関わる課税サービスを提供する場合、原則として新しい免税管理弁法が適用されることを明らかにした。

アドバイス

影響を受ける納税者は、以下の対応をすることが考えられる。

- 事業活動をレビューし、クロスボーダーサービスについて免税の適用を受けるベネフィットがあるか否かを評価する。
- 免税の申請を行うと決定した場合、関連書類（サービス契約書、支払証明等）を揃えた上で、所轄税務機関と連絡をとり、適時に所轄税務機関で免税の届出を行い、かつ過大納税額の還付または控除の申請を行う。
- 新しい免税管理弁法において明確にされていない事項について、所轄税務機関とコミュニケーションをとる。
- 必要に応じて、外部専門家のアドバイスまたは支援を求める。

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第8回

他の企業への関与の開示－新設

1. はじめに

今回は、2014年3月に改訂された「企業会計準則第41号－他の企業への関与の開示」(以下、「41号準則」)を解説します。

41号準則は、総則、重大な判断及び仮定の開示、子会社への関与の開示、共同支配の取決め及び関連会社への関与の開示、非連結の組成された企業への関与の開示、移行規定、付則の7章から構成されています。なお、関連する応用指南は、公表されていません。

従来、各準則に分散していた子会社、共同支配企業、関連会社等に関する開示要求を、2014年の新準則改訂に合わせて、41号準則に集約・拡充されています。これは、財務諸表の利用者が、他の企業への関与の内容、関連するリスク、企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローへの影響を評価するために有用な情報を提供することを目的としています。

一方、連結財務諸表と親会社の個別財務諸表を同時に提供している場合、41号準則で要求される開示項目は連結財務諸表の注記として開示することとなり、親会社の個別財務諸表で重複して開示する必要はありません。

また、開示情報が多岐にわたるため、必要な情報が入手できているか、入手できる体制にあるか、事前に確かめて決算に臨むことが期待されます。

なお、41号準則は、基本的には国際財務報告基準(IFRS)におけるIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の考え方を踏襲した内容となっています。

2. 用語の定義

以下では、他の企業への関与の開示に関連する用語の定義を示します。

他の企業への関与	企業が、契約または他の形式により他の企業の関連のある活動に参加し、かつ、これにより変動リターンを享受することを可能にする関与。
組成された企業	誰が企業を支配しているかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業。

3. 重大な判断及び仮定の開示

企業は、他の企業に対し行使する支配、共同支配または重要な影響に関し行った重大な判断及び仮定等を開示する必要があります。例えば、下記項目に関連する判断及び仮定が必要な開示として挙げられています。

- (1) 議決権比率が50%以下にもかかわらず子会社とする場合
- (2) 議決権比率が50%超にもかかわらず子会社としない場合
- (3) 議決権比率が20%未満にもかかわらず関連会社とする場合
- (4) 議決権比率が20%以上にもかかわらず関連会社としない場合

- (5) 共同支配の取決めが共同支配事業なのか共同支配企業なのかを決定する場合
- (6) 企業が代理人なのか本人なのかを決定する場合

4. 子会社への関与の開示

企業は、子会社への関与に関し下記情報を開示する必要があります。

- (1) 子会社の名称、主要な事業場所及び登記場所、事業の性質、持分比率等を含む企業集団の構成。
- (2) 子会社の少数株主持分が重要な場合、
 - ① 子会社の少数株主の持分比率(持分比率と議決権比率が異なる場合、議決権比率)。
 - ② 当期の子会社の少数株主に帰属する損益及び少数株主に支払われた配当。
 - ③ 当期末における子会社の少数株主持分残高。
 - ④ 子会社の主要な財務情報。
- (3) 企業集団の資産の使用及び債務の決済に重大な制限がある場合、
 - ① 制限の内容。
 - ② 子会社の少数株主が有する防御的な権利により企業集団の資産の使用及び債務の決済に重大な制限が生じる場合の制限の内容及び程度。
 - ③ 制限が適用される資産及び負債の連結財務諸表における金額。
- (4) 連結範囲に含まれる組成された企業がある場合、
 - ① 企業またはその子会社が、組成された企業に財政支援等を提供することが契約上決められている場合、その契約条件。
 - ② 契約上の取決めがなく、企業またその子会社が組成された企業に提供した財政支援等の種類、金額及び理由。
 - ③ 企業が組成された企業への財政支援等を意図する場合、その意図。
- (5) 支配権の喪失に至らない子会社における所有者持分の変動。
- (6) 子会社の支配権を喪失する場合、
 - ① 支配権喪失による利得または損失及び対応する表示科目。
 - ② 支配権喪失日において残余持分を公正価値により測定したことにより生じた利得または損失。

5. 共同支配の取決め及び関連会社への関与の開示

企業は、共同支配の取決め及び関連会社への関与に関し下記情報を開示する必要があります。

- (1) 企業が重要な共同支配の取決めまたは関連会社を有する場合、
 - ① 共同支配の取決めまたは関連会社の名称、主要な事業場所及び当期場所。

- ② 企業と共同支配の取決めまたは関連会社との関係の内容。
 - ③ 企業の持分比率(持分比率と議決権比率が異なる場合、議決権比率)。
 - ④ 重要な共同支配企業または関連会社への投資に関する会計処理方法、獲得した配当、共同支配企業または関連会社の主要な財務情報。
 - ⑤ 持分法を適用して会計処理を行う共同支配企業または関連会社に対する投資に市場価格が存在する場合、その公正価値。
- (2) 個々の共同支配企業または関連会社への関与に重要性がない場合、
- ① 持分法により会計処理される、共同支配企業または関連会社に対する投資の帳簿価額合計。
 - ② 共同支配企業または関連会社の純利益、非継続事業からの純利益、その他の包括利益、包括利益等の項目について、その持株比率から計算した金額合計。
- (3) 共同支配企業または関連会社から企業に資金を移動する能力に重大な制限がある場合、その制限の内容及び程度。
- (4) 持分法を適用している共同支配企業または関連会社に対する投資について、投資先に損失超過が生じており、投資者がその負担すべき損失に対する持分相当額の認識を停止している場合、未認識の損失に対する持分相当額。
- (5) 企業は、その共同支配企業に対する投資に関連する未認識のコミットメント及び共同支配企業または関連会社に対する投資に関連する偶発債務。

6. 非連結の組成された企業への関与の開示

企業は、非連結の組成された企業に関し下記情報を開示する必要があります。

- (1) 非連結の組成された企業の内容、目的、規模、活動及び資金調達方法。
- (2) 財務諸表において認識した非連結の組成された企業への関与に関連する資産と負債の帳簿価額及びその貸借対照表における表示項目。
- (3) 非連結の組成された企業への関与から生じる損失に関する最大のエクスポージャー及びその確定方法。
- (4) 財務諸表において認識した非連結の組成された企業への関与に関連する資産と負債の帳簿価額とその損失から生じる最大エクスポージャーとの比較。
- (5) 企業が、非連結の組成された企業に財政支援等を提供する意図がある場合、その意図。

7. 移行規定

41号準則は、2014年7月1日から適用され、比較財務表における情報は、遡及適用する必要があります。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也、古谷 純子、西村 美香
監修: 有限責任監査法人トーマツ 三浦 智志、鄭 林根 / 税理士法人トーマツ 大久保 恵美子
執筆協力: デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 永井 綾子

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
林 和彦 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎
大庭 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 川島 智之

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: + 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: + 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 栗野 清仁
谷口 直之(ERS)

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子

デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601
野村 修一

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: + 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: + 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: + 86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: + 86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited